

提出日 令和 年 月 日

(宛先) \_\_\_\_\_ 園長

さいたま市子育て支援型幼稚園利用者負担軽減の申込みに係るすべての情報をさいたま市に提供することについて、申込みに係る幼児の属する世帯の全ての者が同意しています。

（同居の保護者） 申込者	現住所	〒 _____	
	氏名	_____	
連絡先	自宅	_____	_____
	携帯等	_____	_____

次のとおり、子育て支援型幼稚園の利用者負担軽減について申し込みます。

申込に係る幼児	続柄	生年月日	クラス年齢(R2.4.1 現在)
フリガナ 氏名		平成 年 月 日生	満3歳児・年少・年中・年長

【保育の必要性に関する確認】(該当する方に☑してください。)

- 施設等利用給付認定  
 ➡第2号又は第3号を（取得済み・申請中）※どちらか当てはまる方に○
- 満3歳で課税世帯のため施設等利用給付認定なし  
 ➡裏面についても記載のうえ、必要な書類を添付してください。

(以下については、子育て支援枠を希望する場合のみ記入してください。)

併せて、子育て支援枠の利用について申し込みます。

項目	記載欄	要件
①通常の利用時間 (登園～降園の時間)	: ~ :	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援枠の利用には、通常の利用時間(登園から降園までの時間)が7時間超である必要があります。</li> <li>●8時間を超えて利用するには、各保護者のひと月あたりの「就労」、「介護・看護」、「就学」の時間が、月120時間を上回ることが基準となります。基準に満たない場合は、「申立書(長時間利用希望)」を提出してください。</li> </ul>
②利用開始希望月	令和 年 月 ~	

➡ **幼稚園記入欄**  
 当該申込園児の子育て支援枠の利用について 認めます 認めません

施設等利用給付認定の第2号・第3号認定者については、記載・添付は不要です。

保護者の全員に保育を必要とする事由があるため、必要書類を添付のうえ以下のとおり申告します。

## 【保護者の状況】

フリガナ 氏名	申込に係る 幼児との続柄	生年月日	保育を必要とする事由 (該当する番号に○をつけてください。)
	父	昭和・平成 年 月 日	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障害 4. 同居の親族の介護・看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 育児休業取得時の継続利用 9. その他( )
	母	昭和・平成 年 月 日	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障害 4. 同居の親族の介護・看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 育児休業取得時の継続利用 9. その他( )
		昭和・平成 年 月 日	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障害 4. 同居の親族の介護・看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 育児休業取得時の継続利用 9. その他( )

## 【保育を必要とする事由を証する添付書類】

事由内容		左記の事由を証明する書類（添付書類）	
1. 就労	保護者が毎月16日以上かつ64時間以上労働していること  ※上記の要件を満たす就労を開始（育児休業からの復職を含む）するにあたり、慣らし保育を目的として預かり保育を利用する必要があると認められる場合に限り、就労を開始（育児休業から復職）する前月の初日から利用可能	◎勤務（稼働）証明書【A】 ※ 不規則勤務の方：【A】に加えて勤務状況がわかる書類（シフト表など） ※ 採用予定の方：【A】に加えて求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書【B】 ※ 自営業者の方：【A】に加えて客観的に事業を行っていることがわかる書類（確定申告書控えの写し、事業案内、収支内訳書の写し等） ※ 就労準備のための慣らし保育を希望する方：就労準備のための慣らし保育の必要性に関する申立書	
2. 妊娠・出産	保護者が妊娠中または出産後間もないこと  【利用可能期間】出産予定日が属する月の前月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日	◎母子健康手帳の表紙の写し ◎出産予定日がわかるものの写し	
3. 疾病・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること	疾病	◎医師の診断書（保育困難であることが明記され、初診日及び通院期間の記載があるもの）
		障害	◎障害者手帳の写し
4. 同居の親族の介護・看護	保護者が同居の親族（長期入院している親族を含む。）を、毎月16日以上かつ64時間以上、介護・看護していること	介護	◎申立書（看護・介護）【C】 ◎関係書類（介護保険証の写し及びケアプラン）
		看護	◎申立書（看護・介護）【C】 ◎関係書類（医師の診断書、障害者手帳の写し）
5. 災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に毎月16日以上かつ64時間以上従事していること	◎罹災証明書の写し	
6. 求職活動	保護者が求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること  【利用可能期間】認定の有効期間の始期から2か月を経過する日が属する月の末日まで	◎求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書【B】	
7. 就学	保護者が学校または職業訓練校に、毎月16日以上かつ64時間以上在学していること	◎申立書（就学）【D】 ◎在学証明書、合格通知書のいずれか ◎授業のカリキュラム表	
8. 育児休業取得時の継続利用	施設利用開始以後に育児休業を取得し、かつ、育児休業取得時に利用している施設を継続して利用することが必要と認められること  【利用可能期間】育児休業の終了日または小学校就学の始期のいずれか早い方まで	◎勤務（稼働）証明書【A】（育休期間を明記したもの） ◎育児休業中における特定子ども・子育て支援施設等の継続利用誓約書	
9. その他	1～8に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められるもの	◎左記の事由を客観的に証明する書類（詳しくは幼児政策課へご相談ください。）	

※年少以降の継続利用は、施設等利用給付認定の第2号を取得していることが要件となります。